年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	サん	二等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで 私は、昭和44年4月からB社(現在は、C社)に勤務し、45年6月 にB社の関連会社であるA社に異動した後、同年8月1日に再びB社に 異動したが、関連会社間の異動であるにもかかわらず、申立期間におけ る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、関連会社間の異動であり、退職していない。」としているところ、A社は、「当社とC社の給与事務等は、当社の総務課で一括して行っているので、申立期間当時のB社の給与事務等も当社が行っていたと思われる。当時の事情を知っている従業員の話を踏まえると、申立人は、申立期間において、当社を退職しておらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは事務的な誤りによる可能性が考えられる。」としている上、申立期間当時、B社において給与事務を担当していたとする者は、「申立人は途中で退職しておらず、保険料は継続して控除していたと思う。」としていることから、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和 45 年8月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、A社は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和45年7月31日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与台帳一覧表(賞与)の写しから、申立人は、申立期間において 18 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与台帳一覧表(賞与)の写しから、申立人は、申立期間において16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与台帳一覧表(賞与)の写しから、申立人は、申立期間において15万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与台帳一覧表(賞与)の写しから、申立人は、申立期間において15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与台帳一覧表(賞与)の写しから、申立人は、申立期間において19万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年11月20日から同年12月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を同年11月20日に、資格喪失日に係る記録を同年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月から同年12月23日まで 私は、昭和34年9月にA社に入社し、同年12月22日まで勤務して いた。

入社後、同僚二人と研修に行ったことを覚えている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録上、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和34年11月20日から同年12月15日までの期間については、申立人が覚えている同僚で、同年11月20日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、「私は、A社に入社した後すぐに、申立人ともう一人の同僚と3人で一緒に研修に行ったことを覚えており、申立人とは同じ時期に入社したと思う。また、もう一人の同僚の方が、申立人よりも早く退職したと思う。」としているところ、申立人及び前述の同僚が、3人で一緒に研修に行ったとする、もう一人の同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年12月15日であることを踏まえると、申立人は、少なくとも当該期間において、A社に勤務していたものと推認される。

また、申立人がA社に入社する際に、面接を受けたとするA社の元役員は、「従業員は全員を厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している上、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた者のうち、自身の勤務期間を覚えている 12 人全員が、自身の勤務期間と厚生年金保険加入期間は一致している旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 11 月 20 日から同年 12 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における昭和34年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当社は、A社に係る事業を継承しているが、当時の保険料納付を確認できる資料は無く不明である。」としているが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年9月から同年11月20日までの期間については、前述の同僚の回答等により、申立人が、当該期間の一部において、A社に勤務していた可能性はうかがえるものの、A社に勤務していた期間を特定することができず、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 34 年 9 月から同年 11 月 20 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月20日から42年12月31日まで

- ② 昭和43年2月14日から同年8月31日まで
- ③ 昭和43年10月4日から同年12月12日まで
- ④ 昭和44年1月25日から同年12月まで

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社に臨時職員として、申立期間③については、C社に臨時職員として、申立期間④については、D社に、それぞれ勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、昭和44年1月25日から同年5月7日までの期間については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が同一の者の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録によると、当該被保険者記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒にD社に勤務していたとする複数の者の被保険者記録が確認できる上、そのうちの一人は、「申立人がD社に勤務していた期間までは覚えて

いないが、申立人と一緒にD社に勤務していた。」としていることから、 当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、オンライン記録を見ても、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人がA社に一緒に勤務していたとする者は、いずれも死亡又は所在不明等により事情を聴取することができないことから、申立人が当該事業所に勤務していたこと、及び申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

申立期間②については、申立人は、B社に臨時職員として勤務していたとしているが、オンライン記録により、当該事業所は平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所ではなかったことが確認できるところ、B社の業務を管掌しているE社は、「申立期間②において職員としての申立人の任用記録は確認できない。また、B社は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、臨時職員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

申立期間③については、申立人は、C社に臨時職員として勤務していたとしているが、オンライン記録により、当該事業所は平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては、適用事業所ではなかったことが確認できるところ、C社の業務を管掌しているF社は、「申立期間③において職員としての申立人の勤務歴が確認できない。また、非常勤職員であった場合でも、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

申立期間④のうち、昭和44年5月7日から同年12月までの期間については、前述のとおり、申立人を覚えている者も、申立人がD社に勤務していた期間までは覚えていないことから、申立人が当該期間にD社に勤務していたことを特定できない。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、D 社に係る閉鎖登記簿謄本も廃棄されており、当時の役員を確認することが できないことなどから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の 事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間①、②、③及び申立期間④のうち、昭和 44 年5月

7日から同年 12 月までの期間において、事業主により申立人の厚生年金 保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事 情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和23年10月1日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,400 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月19日から同年10月1日まで 年金事務所に対し、A社に係る船員保険被保険者期間を照会したとこ ろ、申立期間については船員保険被保険者期間となっていないことが分 かった。

しかし、私は、申立期間において、B丸からC丸に社内転船し、勤務 していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社本社から提出された船員名簿等の写しにより、 申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認で きる。

また、オンライン記録によると、申立人は、船員保険被保険者資格(船舶所有者名は不明)を昭和23年2月1日に取得し、同年8月19日に喪失したこととされており、申立人の船員保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)においても、被保険者資格喪失日はオンライン記録と同様となっているが、当該旧台帳の備考欄に「(運輸省調)」と記載されているところ、日本年金機構Dブロック本部E事務センターに確認しても、申立人の同資格喪失日と備考欄の記載内容との関係は判然としない上、A社本社のB丸に係る船員保険被保険者名簿においては、申立人の同資格喪失日は記載されておらず、当該被保険者名簿において、申立人のほかに同資格喪失日が

記載されていない者は確認できない。

さらに、前述の船員名簿等の写しによると、申立人は、昭和 23 年8月19日にC丸の船員になっているが、A社本社のC丸に係る被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した形跡は無い上、申立人の主張及びA社本社に係る被保険者記録が確認できる者の回答により申立人の前任者と推認される者の同資格喪失日は、C丸の所属がA社本社から別の支社に移ったと考えられる日(C丸は昭和23年10月1日にA社本社から別の支社の船舶として改めて適用)より後の24年6月1日とされているなど、不自然な記録となっている。

加えて、申立人から提出された船員手帳により確認できる雇止日(昭和23年8月19日。船舶所有者名等は不明であるが、船員名簿等の写しにより、船舶名はB丸と推認)は、前述の旧台帳により確認できる被保険者資格喪失日と一致していることを踏まえると、A社本社は、昭和23年8月19日を同資格喪失日として届け出ておらず、社会保険庁(当時)は、職権により、当時の運輸省において把握できた申立人のB丸に係る雇止日を同資格喪失日として処理した可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における被保険者資格 喪失日(資格取得日は、昭和23年2月1日)を昭和23年8月19日とし た記録は有効なものとは認められず、申立人の同資格喪失日は、A社本 社がC丸の船舶所有者ではなくなった日と同日の同年10月1日であると 認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 23 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2,400 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 6 月 25 日に支給された賞与において、3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額を 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成 16 年 6 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の記録に反映されていないことが分かった。

所持している給与支給明細書により、申立期間において、厚生年金保 険料が控除されていることが確認できるので、年金記録を訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人に係る平成 16 年分賃金台帳及び申立人から提出された同年 6 月分賞与に係る給与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、3,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「給与システムの不具合により、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていない。」と認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は2万1,000円、17年7月25日は1万7,000円、18年7月25日は4万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日

② 平成17年7月25日

③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は2万1,000円、申立期間②は1万7,000円、申立期間③は4万1,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は2万円、17年7月25日は5万5,000円、18年7月25日は1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日

② 平成17年7月25日

③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は5万5,000円、申立期間③は1万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準 賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、14万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は11万2,000円、17年7月25日は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日

② 平成17年7月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は11万2,000円、申立期間②は19万9,000円

に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は25万7,000円、17年7月25日は26万9,000円、18年7月25日は32万2,000円、同年12月20日は33万5,000円、19年7月25日は18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日

- ② 平成17年7月25日
- ③ 平成18年7月25日
- ④ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成19年7月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認 定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は25万7,000円、申立期間②は26万9,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④は33万5,000円、申立期間⑤は18万3,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年1月1日から同年6月16日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から11年6月16日まで 私は、申立期間において、A社に勤務していたが、ねんきん定期便に より、A社に係る標準報酬月額を確認したところ、所持している給与支 払明細書により確認できる給与額より低くなっていることが分かったの で、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく 標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内である ことから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂 正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年6月16日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、A社の事業を継承したB社は、「当時の資料は保存していないため、事務処理をどのようにしていたのか分からない。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年7月1日から 11 年1月1日までの期間については、前述の給与支払明細書により、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づき算定された厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる上、オンライン記録を見ても、申立人のA社に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年7月1日から 11年1月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるこ とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 8 月 12 日、16 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、17 年 8 月 11 日、同年 12 月 16 日、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録について、15 年 8 月 12 日及び 16 年 8 月 11 日は 9 万 8,000 円、同年 12 月 22 日は 7 万 7,000 円、17 年 8 月 11 日は 7 万 9,000 円、同年 12 月 16 日及び 18 年 8 月 10 日は 8 万円、同年 12 月 21 日は 7 万 6,000 円、20 年 8 月 8 日は 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

また、申立人は平成20年12月18日に係る標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日

- ② 平成16年8月11日
- ③ 平成16年12月22日
- ④ 平成17年8月11日
- ⑤ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑥ 平成18年8月10日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 21 日
- ⑧ 平成19年8月10日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 21 日
- ⑩ 平成20年8月8日
- ① 平成20年12月18日

私は、平成 11 年 11 月からA社に勤務している。毎年8月と 12 月に

賞与の支給があったが、ねんきん定期便の記録を確認すると、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、私の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年8月12日、16年8月11日、同年12月22日、17年8月11日、同年12月16日、18年8月10日、同年12月21日、19年8月10日、同年12月21日、19年8月10日、同年12月21日、20年8月8日及び同年12月18日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 15 年8月 12 日、16 年8月 11 日、同年 12 月 22 日、17 年8月 11 日、同年 12 月 16 日、18 年8月 10 日、同年 12 月 21 日、19 年8月 10 日、同年 12 月 21 日及び 20 年8月8日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年 12 月 18 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書の写し及びA社の事業主の回答から、申立人は、平成15年8月12日、16年8月11日、同年12月22日、17年8月11日、同年12月16日、18年8月10日、同年12月21日、19年8月10日、同年12月21日及び20年8月8日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 15 年 8 月 12 日、16 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、17 年 8 月 11 日、同年 12 月 16 日、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書の写しにおいて確認できる賞与総支給額及び保険

料控除額から、15年8月12日及び16年8月11日は9万8,000円、同年12月22日は7万7,000円、17年8月11日は7万9,000円、同年12月16日及び18年8月10日は8万円、同年12月21日は7万8,000円、19年8月10日は20万円、同年12月21日は7万6,000円、20年8月8日は10万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び控除した厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成20年12月18日については、前述の賞与明細書の写し及びA社の事業主の回答から、当該期間に係る標準賞与額(10万円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 10 万円に訂正することが妥 当である。

長崎国民年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年9月まで

私は、昭和 61 年 9 月にA市役所で転入手続をした際に、国民年金に 未納期間があり、未納があれば国民年金の受給時に減額される等の話 を聞いた。転入手続後、数日して、私は仕事が忙しかったので、私の 代わりに母親が、A市役所で未納分の国民年金保険料を納付した。 「ねんきん特別便」が送られてくるまで、私の国民年金の加入期間に

「ねんきん特別便」が送られてくるまで、私の国民年金の加入期間に 未納があることは知らなかった。

申立期間が納付済期間になっていないことに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市における申立人の国民年金被保険者カードによると、申立人の国民年金の加入手続は、申立人がA市に転入した昭和 61 年9月4日に行われており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるところ、申立人は、「転入手続後、数日して、私は仕事が忙しかったので、私の代わりに母親が、A市役所で、まとめて1回で未納分の保険料を納付した。」としており、申立人の母親も、「申立期間の国民年金保険料は、A市役所内の銀行で納付したと思う。」としているが、申立期間当時からA市役所内に設置されている金融機関によれば、「当行は、現在も昭和 61 年当時も、過年度の国民年金保険料(国庫金)の

「当行は、現在も昭和 61 年当時も、過年度の国民年金保険料(国庫金)の受け入れはできない。」としている上、申立期間の国民年金保険料を納付しようとする場合、過年度納付書及び現年度納付書により2回納付しなければならないことから、申立内容に不合理な点が生じることとなる。

また、オンライン記録によると、昭和62年9月11日に国民年金保険料

の納付書が作成されていることから、この時点では、少なくとも 60 年 8 月から 61 年 9 月までの期間に国民年金保険料の未納期間があったことが うかがえる。

さらに、A市の国民年金被保険者カードでは、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正がなされた形跡も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書)は無く、ほかに国民年金保険料を納 付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年9月まで

私は、平成 13 年4月*日にA社を退職しすぐにB市役所で国民年金等の加入手続をした。国民年金保険料はB市C町にあるコンビニエンスストアで納付していたが、就職が決まり、出費が多くなったため、同年10月分のみを免除申請し、後日追納した。

しかし、ねんきん定期便では、追納した保険料は納付済になっているのに、コンビニエンスストアで納付した保険料は未納になっていることが分かった。

申立期間に国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間 を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年4月*日にA社を退職しすぐにB市役所で国民年金の加入手続をした。」としているが、オンライン記録の「基礎年金番号情報照会回答票(勧奨関連情報)」によれば、平成 13 年4月*日に共済組合の組合員資格を喪失したことにより、「第1号・第3号被保険者取得勧奨関連対象者一覧」が同年8月 23 日に作成されていることが確認できることから、同日時点においては、国民年金に未加入であったものと考えられる上、同回答票の「適用年月日」の項目に厚生年金保険の被保険者資格を取得した「13.11.16」が記録されていることが確認できるところ、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「厚生年金保険被保険者の資格取得日が入力される時点まで、国民年金被保険者資格取得届が社会保険事務所(当時)で入力処理されていなかったと考えられる。」として

いるほか、オンライン記録上、申立人は、同年 11 月 13 日に国民年金保険料の免除申請を行っていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは免除申請を行った同日であったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、平成 13 年にコンビニエンスストアで納付した。」としているが、国民年金保険料がコンビニエンスストアで納付できるようになったのは、平成 16 年 2 月からであり、申立期間当時は、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年 金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から57年8月まで

私は、A市内の学生のときに退学し、A市B町の店に住み込みで働き はじめ、昭和 50 年*月に店主の娘と結婚し、義父母等と同居していた。 店の代表である元義父が私の国民健康保険と国民年金の加入手続をし たはずであり、保険料は支給される給料から家賃、食費等と併せて差し 引いて納付していたと思う。

当時、私を含めて同居していた元義祖父、元義父母、元妻の全員の国 民年金保険料を元義父が納付していたはずであるが、社会保険庁(当 時)の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間となっており納得で きないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和46年*月に、元義父が国民健康保険と国民年金の加入手続をしてくれたはずである。」と主張しているが、戸籍の附票によれば、申立人がA市B町に住所を定めたのは昭和48年5月1日であることから、それ以前に、B町において、申立人の国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月14日にC県D町(現在は、E市)において払い出されているが、申立期間当時にA市等において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間については、申立人の元妻も国民年金の未加入期間と

なっているところ、申立人の元妻は、「当時、私自身も国民健康保険には加入していたが、国民年金には加入していなかったことが分かったので、申立人も加入していなかったと思う。」としている上、申立人の元義母も、「夫はワンマンで、年金を掛けるように言ってきてもうるさがっているような人だったので、私たち夫婦も国民年金には遅れて加入した。娘夫婦の分まで払っていたとは思えないし、国民年金に加入させたという話も夫から聞いたことは無かった。」としている。

加えて、申立人の元義父が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 735

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年9月まで

私は、昭和 58 年 3 月に勤めていた会社を辞め、自営業となったが、 A市役所から国民年金保険料が未納となっているとの連絡があったの で、数回に分けて、A市役所で国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、申立期間を 国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 63 年7月1日に払い出されており、A市の国民年金被保険者カードに「63 年5月 25 日届出」の記載があることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年5月 25 日になされたものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 61 年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、63 年7月に納付書の作成記録が確認できることから、その時点において、61 年4月以降に国民年金の未納期間があったものと推認される上、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「数回に分けて、A市役所の国民年金担当窓口で納付した。」としているが、申立人が加入手続をした時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できず、A市に照会したところ、申立期間当時、A市の国民年金担当窓口では過年度納付は取り扱っておらず、市役所内に設置されていた金融機関でも過年度保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 736

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 51 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年*月に、私の父親が、私の国民年金の加入手続を行い、そのときから私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、51 年9月までの国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、申立期間を 国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の 資格取得日等から昭和 53 年 3 月に払い出されたものと推認されるが、そ の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない 期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された 形跡も見当たらない。

また、申立人は、「私の姉も、20歳になった日から国民年金に加入していた。父は、私たち姉妹に、分け隔てなく接していた。」としているが、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の資格取得日等から昭和54年6月に払い出されたものと推認される上、20歳になった月から52年3月までの国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、既に死亡しており、当時の事情を聴くことができない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「自治会かアーケード振興会で集金をしていたので、父親が、そこで納付していた。また、金融機関

でも納付していた。」としているが、申立人が居住していた町内の自治会の複数の役員経験者は、「国民年金保険料はアーケード振興会ではなく、自治会の婦人会で集めていたと思う。当時の婦人会の役員は亡くなっており、当時の資料も残されていない。」としている上、申立人の父親が納付したとする金融機関についても、当時の関係資料は残っていないとするなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から58年12月まで

私は、昭和 58 年頃に市役所から国民年金に加入していないとの電話があり、国民年金に加入した。加入手続の際に、「20 歳から加入義務があり、遡って保険料を納付することができる。」と説明されたので、20 歳の加入時まで遡って国民年金保険料を分割して納付した。

申立期間に国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の記号番号の払出日等から、昭和60年12月末から61年1月頃に払い出されたものと推認されるが、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が記憶している国民年金保険料額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる昭和 61 年当時の保険料額と近似している上、申立人は、「昭和 58 年頃には国民年金に加入したと思う。毎月の保険料を納付しながら、それ以前の分は何回かに分けて納付した。」としているが、オンライン記録上、59 年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から勘案すると、同年4月から 60 年3月までの保険料についても過年度納付したものと考えられることから、申立人は国民年金の加入時期を誤認している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月から 30 年 6 月 1 日まで

② 昭和30年6月1日から同年12月20日まで

私は、昭和 28 年 10 月から 30 年 5 月末までの期間はA社に、同年 6 月 1 日から 31 年 1 月 19 日までの期間はB社(現在は、C社)に、それぞれ技術職として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の者の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員は死亡又は所在が不明である上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者(申立人が覚えている同僚を含む。)に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る被保険者名簿により、A社が昭和 29 年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間①のうち、同年7月1日から 30 年6月1日までの期間においてA社は適用事業所であったことが確認できない。

申立期間②については、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保

険者資格取得届の写しを見ると、申立人の被保険者資格取得日が、昭和30年12月20日であることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、C社は、「昭和30年12月20日以前には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した形跡が無い。保険料の控除については、当時の資料が無いため確認できないが、被保険者資格を取得していない者の給与から保険料を控除することは無いと思う。」と回答している。

さらに、申立人が覚えている同僚 13 人のうちの6人のB社に係る被保険者記録は確認できない上、そのうち、事情を聴取できた1人は、「私が、昭和 30 年 10 月頃にB社に技術職として入社した当時、会社から厚生年金保険加入の希望を確認されたので、加入しない旨を会社に話したと思う。」としていることから、B社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

加えて、申立期間②及びその前後の期間において、B社に係る被保険者 記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係 る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなか った。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から36年3月1日まで 私は、昭和35年3月から38年4月までA社に勤務していた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録上、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた複数の者が、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、入社した時期までは分からない。」としていることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和34年11月17日から36年2月9日までの期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者が確認できないところ、同年3月にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「私は、昭和35年3月にA社に入社したが、入社後1年間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」としていることから、A社は、申立期間当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は死亡等により事情を聴取できない上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間

に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 2 月 10 日まで 私は、昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月まで、A社に継続して勤務してい た。申立期間は、昼間はA社に勤務しながら、B社及びC社にも勤務し ていた。

申立期間の大部分においてB社又はC社に係る厚生年金保険被保険者 記録があるが、A社から支給されていた給与からも厚生年金保険料が控 除されていたので、申立期間を同社に係る厚生年金保険被保険者期間と 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「昼間はA社に正社員として勤務しており、B社及びC社には、依頼があったときに、夕方から臨時で仕事に行っていた。」、「申立期間は、A社の事務所の2階にあった社宅に住んでいたので、社宅費と一緒に厚生年金保険料も控除されていたと思う。」としている。

しかし、オンライン記録上、A社は、昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時のA社の代表取締役と、同年 9 月 1 日に適用事業所となったD社の代表取締役が同じ者であり、かつ、オンライン記録により、同年 8 月 1 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日にD社に係る被保険者資格を取得している者が複数確認できることから、両社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取したが、申立人が申立期間においてA社又はD社に勤務していたことが確認できないほか、申立人の戸籍の附票により、申立人が、43 年 9 月にA社の所在地とは異なる住所地に異動し

ていることが確認できる。

また、オンライン記録等により、申立期間を含む昭和 43 年8月7日から44年8月30日までの期間及び同年12月1日から46年5月1日までの期間については、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録、及び当該期間と一致する申立人の雇用保険の加入記録(事業所名は不明)が確認できる上、44年9月3日から同年11月30日までの期間については、C社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録、及び当該期間とほぼ一致する当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、昭和 43 年8月にB社に係る被保険者資格を取得している者は、「申立人は、私が勤務していた昭和 43 年8月から 45 年4月までの期間は、他の社員と同じように仕事をしていた。」としており、同年 10 月にB社に係る被保険者資格を取得している者は、「申立人は、私が入社する前からB社に勤務していた。申立人は、昼間も勤務していたので、B社の正社員であったと思う。」としている。

加えて、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、A社の当時の事業主は所在不明により事情を聴取することができないほか、両社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から35年6月1日まで 私は、昭和34年12月1日から40年12月までA社(現在は、B社) C支店に勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間において、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員調書により、申立人は、申立期間を含む昭和34年11月17日から40年12月28日までの期間において、A社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和 35 年 6 月 1 日 に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業 所であったことが確認できない。

また、オンライン記録により、申立人が同期入社であったとする同僚二人についても、申立人と同じ昭和 35 年6月1日にA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間において適用事業所であったA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人及び当該同僚二人の氏名は確認できない。

さらに、B社は、「申立期間当時の申立人の在籍等が確認できる資料は 社員調書だけであり、厚生年金保険料の控除については確認できる資料が 無いことから不明である。」としている上、申立期間当時の役員は、所在 不明等のために事情を聴取することができず、A社C支店に係る被保険者 名簿により、被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年6月1日まで 私は、申立期間においてA社に勤務していたが、A社に係る厚生年金 保険被保険者記録を照会したところ、事業主から一旦資格取得の届出が あったものの、後日取り消されていることが分かった。

保険料を還付された覚えも無く、資格を取り消された理由も思い当た らないので、当時の記録についてきちんと調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が主張するとおり、申立人は、昭和41年11月1日に一旦A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、42年1月11日付けで同資格を取り消されていることが確認できるところ、同資格取得日は、申立人に係る雇用保険の加入記録(事業所名は不明)により確認できる資格取得日(昭和41年11月1日)と一致している上、当該加入記録により確認できる離職年月日は42年1月31日となっていることから、申立人は、申立期間の一部において、A社に勤務していたものと認められる。

しかし、A社に係る被保険者名簿を見ると、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様に一旦被保険者資格を取得した後、短期間で同資格を取り消されている者が多数確認できるが、これらの者に聴取しても、A社に勤務していた期間における自身の勤務形態及び厚生年金保険料の控除の有無等を覚えていない上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者(申立人と同様に被保険者資格を取り消された者を含む。)に事情を聴取しても、申立人を覚えている者がおらず、当該期間における申立人の勤務形態等も確認で

きない。

また、年金事務所は、「申立人の資格が取り消された理由については不明。」としており、A社も、「申立人の資格が取り消された理由及び当該届出を行ったかどうかについては不明。」としている。

さらに、A社は、「申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者(申立人と同様に被保険者資格を取り消された者を含む。)に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月11日から43年4月まで

私は、昭和 41 年 4 月、勤務していた事業所を退職した翌日にA社に入社した。当初は見習であったため、厚生年金保険には加入しておらず、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 7 月 9 日となっていることには納得している。

しかし、退職したのは昭和 43 年4月頃であるのに、被保険者資格喪失日が 41 年 10 月 11 日となっていることには納得できない。退職する 2 か月前の 43 年 2 月に改装中の店舗で研修を受けたことを記憶しており、申立期間に係る記録が無いのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 2 月頃、店舗の改装及び研修があった。」としているところ、A社の元事業主は、「当時、私は専務であったが、昭和 42 年頃に店舗の改装及び研修があった。」とし、昭和 42 年 3 月 10 日から同年 4 月 14 日までの期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「私は、3 か月程在籍していたと思うが、私が在職中に店舗の改装があった。」としていることから、申立人の主張と元事業主等の回答は一致していないものの、元事業主等の回答により、申立人は、少なくとも 42 年当初頃までは当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、前述の元事業主は、「申立人の在職期間については不明。」としており、申立期間及びその前後の期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取したところ、申立人を覚えている者は

確認できたが、その者も、申立人が勤務していた期間までは覚えておらず、 勤務していた期間を特定できなかった上、申立期間における申立人の勤務 形態等についても確認することができなかった。

また、前述の元事業主は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から52年8月まで

私は、昭和43年11月にA社(現在は、B社) C営業所に入社した。当初、給与月額は6万円を上回っており、3か月後に正社員になったので、9万円前後に昇給したと記憶している上、52年8月に退職したときの給与額は18万円から19万円前後であった。

厚生年金保険の記録上の標準報酬月額は、私が記憶していた金額と違うので、調査して正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(オンライン記録上、申立期間当時はA社本社)から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、昭和49年8月10日付けの同被保険者報酬月額算定基礎届(オンライン記録上、昭和49年8月の随時改定とされているところ、B社は、当時は5月昇給で、標準報酬月額等級にして2等級以上の変更であるため、8月からの月額変更の取扱いとなったとしている。)、50年8月10日付けの同届、及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係る報酬月額又は当該届出により決定された標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立期間における申立人の標準報酬月額と、申立人と同時期にA社本社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同じ年代の複数の女性の標準報酬月額とを比較しても、申立人のみが特に低い額とはなっておらず、このうちの事情を聴取することができた複数の者(申立人と一緒にA社C営業所に入社したとす

る者を含む。)は、自身の標準報酬月額について、「当時の給与額とおおむね一致していると思う。」と回答している。

さらに、B社は、「申立期間において申立人の給与から控除していた厚生年金保険料については、当時の賃金台帳等の資料が無く、不明である。」としているものの、申立人から提出された昭和 52 年分の給与所得の源泉徴収票(源泉徴収票の表題には「昭和 51 年分」と印刷されているが、摘要欄に「昭和 52 年 1 月から 8 月までの所得」と記載されていること、及びB社の回答から昭和 52 年分と推認される。)に記載されている社会保険料の額は、オンライン記録により確認できる昭和 52 年当時の標準報酬月額(11 万円)に見合う厚生年金保険料及びA社健康保険組合(当時)の保険料並びに給与支払額に見合う雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

加えて、前述の申立人と同時期にA社本社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から55年12月まで

② 平成7年4月から9年10月まで

私は、申立期間①において、A県のB社に技術職として、申立期間②において、C社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間①については、給与明細書等の資料は無いが、勤務中に負傷した際、健康保険証を使った記憶があり、申立期間②については、平成8年11月分の給与明細書で、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録上、A県内では厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、名称が類似している別の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したところ、B社(適用事業所の所在地は、D県)に係る被保険者名簿において申立人が覚えている同僚の氏名が確認できることから、申立人はB社に勤務していたことが推認できるものの、当該同僚は、「申立人がB社に勤務していたことは覚えているが、期間については分からない。」としている上、B社に係る厚生年金保険被保険者記

録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人が勤務していた期間までは特定することができなかった。

また、申立期間①当時、B社のE支店長だったとする者は、「B社は、技術職の者については、原則として厚生年金保険に加入させていなかった。技術職の者が厚生年金保険への加入を希望した場合は、勤務態度、技能、能力等を勘案して支店長が推薦し、本社で加入手続を行っていた。また、勤務中に負傷した場合は、労災保険で対応していた。」としている上、前述の申立人が覚えていた同僚も、「私は、昭和49年11月、B社に技術職として入社したが、当初は厚生年金保険に加入できなかったので、54年2月に支店長に頼んで厚生年金保険に加入した。それまでは国民年金に加入していた。」としているところ、当該同僚に係る国民年金被保険者台帳によると、当該同僚は、国民年金に加入していたとする期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録(事業所名は F社。資格取得年月日は平成8年11月11日、離職年月日は同年12月25日)及びC社の事業を継承したF社から提出された労働者名簿により、申立人は、少なくとも申立期間の一部においてC社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された平成8年11月分の給与支給明細書及びF社から提出された給与に関する資料から、申立人に係る同年11月(平成8年12月25日支給)分の給与からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、F社は、「当社は、G業者であり、従業員とは工事期間内での雇用契約を結ぶことが一般的であり、職種によってはその者が必要な期間のみの雇用契約を結ぶこともある。申立人は、臨時的な雇用であったと思われる。また、当社は、H国民健康保険組合に加入しているが、申立期間②当時、雇入時に雇用期間が3か月以内と確定している者については、第二種の組合員として加入させており、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人については、国民健康保険組合の第二種組合員として加入させており、厚生年金保険の加入手続は行っていないようである。なお、申立人の平成8年11月分の給与から厚生年金保険料を控除しているが、これは、当時の給与事務担当者が事務処理を誤ったものと思われる。」と回答しているところ、F社から提出された労働者名簿及びH国民健康保険組合への加入届(第二種組合員加入届)及び脱退届(第二種組合員脱退届)の控えから、申立人は、平成8年11月11日に同年12月末日までを雇用期間として雇い入れられ、同年11月11日付けでH国民健康保険組合に第

二種組合員として加入し、同年12月26日に脱退していることが確認できる上、制度上、2か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険法の適用除外の規定に該当することから被保険者とはなり得ない。また、申立人が覚えていた同僚で、C社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成8年11月11日に取得し、9年2月1日に喪失している者は、「申立人は私と同時期に入社したが、私より先に辞めた。」としている上、前述のF社から提出された給与に関する資料から、申立人に係る8年12月(平成9年1月25日支給)分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年4月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に助手として入社し、同年11月29日に 正社員となり、41年2月に退職するまで継続して勤務していたが、申 立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険 者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚で、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和37年10月16日に取得している者は、「私は、昭和37年4月頃に入社したが、私が勤務している間、申立人も勤務していた。」としており、申立人が申立期間の大部分において勤務していた可能性はある。

しかし、A社の事業を継承しているB社の回答によると、申立人に係る 社員名簿は見当たらないところ、申立期間及びその前後の期間にA社に入 社した他の従業員の社員名簿により確認できる入社日は、その者の被保険 者資格取得日より9か月から1年程度前の日付となっている上、昭和39 年2月17日に雇い入れられ、同年8月19日に一旦退職した後、41年4 月22日に再度雇い入れられた者については、1回目の雇用期間に係る被 保険者記録が確認できないほか、42年4月10日に被保険者資格を取得し た者は、「私は、昭和40年4月に入社した。」としていることから、申 立期間当時、A社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険 に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、B社は、「資料が無く、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているところ、前述の1

回目の雇用期間に係る被保険者記録が確認できない者は、「年度は不明だが、A社に係る給与明細書を保管しており、手取額から最初に入社した時期のものと思われる給与明細書を見ると、雇用保険料のみ控除され、厚生年金保険料は控除されていない。」としている上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年2月15日まで 私は、昭和58年10月からA市(現在は、B市)のC社の社員として59年2月まで勤務していた。

申立期間は、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、 社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された労働者名簿により、申立人は、D号のE職として昭和 58 年 10 月 13 日に雇い入れされたことが確認できることから、雇用期間の終期は特定できないものの、申立期間の一部において、C社に勤務していたものと認められる。

しかし、C社の役員は、「当時、E職は厚生年金保険に加入させていたが、臨機応変に何か月間かの試用期間を設けていたと思う。」としている上、申立期間当時、C社において社会保険事務を担当していた者も、「当時、F職、G職は船員保険に加入させ、E職は厚生年金保険に加入させていたが、E職については3か月間から半年間程度の試用期間があったので、入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。申立人はE職として4か月間程度の勤務であれば、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」としている。

また、申立期間において、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者が、入社当初の3か月間から1年間程度は見習期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった旨

回答している。

さらに、C社は、「申立期間当時の書類は処分済のため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」としている上、C社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から31年6月1日まで 私は、昭和29年4月から32年6月までA社で臨時職員として勤務していた。

申立期間に事業所の名称がB社に変わったことはあるが、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人の回答により、申立人は、申立期間において、B社に継続して勤務していたものと推認される。

しかし、A社及びC社(昭和 30 年 11 月 10 日付けでB社に名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 29 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 18 人(申立人を含む。)全員が、同日に適用事業所になったC社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、全員が 30 年 10 月 1 日までに同事務所に係る被保険者資格を喪失(昭和 30 年 10 月 1 日に申立人を含む 14 人が被保険者資格を喪失)していることが確認できる。

また、申立人と同様にA社に係る被保険者資格を昭和 29 年 9 月 1 日に 喪失し、同日にC社に係る被保険者資格を取得した後、30 年 7 月 1 日、 同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した二人は、いずれも、「自己都合 退職ではなく、雇用期限がきたので退職したと思う。」と回答している上、 オンライン記録によると、前述の同年 10 月1日に被保険者資格を喪失した 14 人のうち、申立人と同様に 31 年 6 月 1 日にB社に係る被保険者資格を取得している者が 4 人(申立人を除く。)確認できるが、当該 4 人のうちの 1 人は、「私も申立期間において継続して勤務していたが、申立期間における被保険者記録が確認できない。」としている。

このことから、事情は不明であるが、A社が適用事業所ではなくなった昭和 29 年 9 月 1 日において、A社に勤務していた者については、同日付けでC社に係る被保険者資格を取得させ、一定期間終了後に被保険者資格を喪失させたものの、31 年 6 月 1 日時点で継続して勤務していた 5 人(申立人を含む。)については、同日付けで改めて厚生年金保険に加入させた可能性がある。

さらに、B社の業務を引き継いだD社は、「文書の保存期限を経過しており、書類が無いため、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除等を確認することはできない。」としている上、D社を所轄するE社は、「臨時職員については、事務所で採用し、人事記録も事務所で保管するため、E社には無い。」としているほか、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)に記載されている申立人のC社及びB社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。